

◆ ◆ お申込みチェックシート ◆ ◆

以下の項目をお読みいただき、□にチェックの上、署名をお願いします。(★の項目は該当の方のみ記入してください。)

1	保育所等は、家庭でお子さんを保育することができないときに、保護者に代わって保育を行うことを目的とした児童福祉施設です。従って入所には保育を必要とする事由に該当することが必要です。	<input type="checkbox"/>
2	保育所等入所申込みは、年度内（令和7年2月入所選考分まで）有効になります。	<input type="checkbox"/>
3	不足書類の提出、各種変更等の届出の締切日については以下のとおりです。 ※4月入所一次選考の不足書類等は 令和5年12月28日（木）午後5時まで に提出してください。 ※5月入所選考以降は各月の申込締切日の正午までに提出してください。	<input type="checkbox"/>
4	3歳以上のお子さんの副食費（給食食材料費）については、在籍する施設へお支払いいただきます。 ※施設によって金額や支払い方法は異なります。	<input type="checkbox"/>
5	入所後お子さんが保育所等に慣れるまで短時間保育（慣らし保育）があります。	<input type="checkbox"/>
6	お子さんに食物アレルギーがある場合、対応の可否について、保育所等に事前確認が必要な場合があります。入所案内《施設紹介編》P4～9『保育施設一覧』にて、希望保育所等のアレルギー対応状況をご参照の上確認してください。また、保育中に与薬が必要な場合は、対応が可能か希望保育所等に 必ず 確認してください。	<input type="checkbox"/>
7	駐車場・駐輪場のない保育所等は、自動車・自転車での送迎はできません。ご利用希望の場合は入所案内《施設紹介編》P4～9『保育施設一覧』にてご確認ください。	<input type="checkbox"/>
8	申込みの内容に虚偽があった場合は、利用内定又は利用決定が取消しとなります。	<input type="checkbox"/>
9	提出された書類に不備がある場合は、勤務先等に電話して確認することがあります。	<input type="checkbox"/>
10	就労証明書は、入所希望月の初日から3か月以内（4月入所希望の場合は、令和5年10月以降）に証明を受けたものが有効となります。ただし、追加書類として提出する場合は、反映を希望する月の初日から3か月以内に証明を受けたものが有効となります。なお、証明日のないものは無効です。	<input type="checkbox"/>
11	就労証明書の証明日が、勤務開始年月日より前の日付の場合、就労内定として扱います（『調整指数表』2番の対象となります。）。勤務開始後に証明を受けた就労証明書の提出が再度必要です。	<input type="checkbox"/>
12	内定後、入所前までに健康診断と面談を受けられない場合や、健康診断の結果集団保育が困難と判断された場合には、内定が取消しとなります。お子さんの発達や健康面に不安がある場合は、必ずお子さんと一緒に希望保育所等を見学に行き、ご相談ください。	<input type="checkbox"/>
13	入所する前に育児休業（※育児に伴う休業（自営業）を含む。以下同様）を取得している方が入所月の翌月1日までに復職できなければ、入所前の場合は利用内定又は利用決定の取消し、入所後の場合は退所となります。事前に勤務先と調整しておいてください。職場復帰後2週間以内に復職証明書または就労状況申告書をご提出ください。 ※育児に伴う休業（自営業）として認める期間は、下のお子さんが1歳を迎えた年度末までです。	<input type="checkbox"/>
14	申込時点で妊娠中（申込後から入所までに妊娠が判明した場合も含む。）の方が就労を要件として保育所の入所申込みをする場合、入所月は就労（上の子の育児休業を取得している場合は、入所翌月1日までに復職）をする必要があります。入所日の時点で産前産後休暇に入っており、就労・復職することができない場合は、就労要件を満たすことができないため、入所決定期間は出産要件と同じく出産予定月をはさんで前後2か月となります。一度復職をした方が生まれてくるお子さんの産前産後休暇・育児休業を取得する場合には、上のお子さんは継続して入所することが可能です。手続きが必要ですので保育幼稚園課までご連絡ください。	<input type="checkbox"/>
15	復職後の勤務時間については、勤務先の短時間勤務制度等を利用して勤務時間の短縮をすることは認められますが、雇用契約上の勤務時間自体を短縮することは認められません。万が一、申込み締切日時点で提出されている就労証明書から雇用契約上の勤務時間自体を短縮した場合には、内定または入所が取消しとなり、再度変更後の勤務時間で選考を受け直しいただくこととなります。	<input type="checkbox"/>
16	2か月連続して保育所等に通所しない場合、原則として退所になります。	<input type="checkbox"/>
17	申込み後及び入所後に家庭状況が変わった場合（勤務状況の変更、退職、転職、妊娠出産、引越、結婚、離婚など）には、速やかに変更事項に関わる届出をしてください。保育の必要性がなくなった場合には、退所となります。	<input type="checkbox"/>

18	<p>★4月入所申込みをされる方 支給認定証は、申請を受けてから30日以内に発行することになっていますが、保育所等の4月入所申込みの場合、認定の審査に時間を要するため、支給認定証は3月中旬以降にまとめて送付する予定です。あらかじめご了承ください。</p>	<input type="checkbox"/>
19	<p>★郵送申込み（4月入所一次選考のみ）される方 入所案内の9ページの注意事項を確認しました。</p>	<input type="checkbox"/>
20	<p>★保護者のうち、国分寺市に住民登録がない方 以下の欄へご記入ください。</p> <p>氏名 _____ (続柄 _____) (転入予定あり ・ 転入予定なし) 氏名 _____ (続柄 _____) (転入予定あり ・ 転入予定なし) 現在の住民登録地 << _____ >></p>	<input type="checkbox"/>
21	<p>★令和6年1月1日現在、国分寺市民でなかった方 入所後、令和6年度住民税課税証明書又は、非課税証明書を提出してください。令和6年9月から令和7年3月までの利用者負担額の決定に必要となります。 ※寄付金控除、住宅借入金控除等の税額控除がある場合には、その記載がある書類も併せて提出してください（控除内訳の記載のある住民税課税証明書でも可）。</p>	<input type="checkbox"/>
22	<p>★同一世帯の方が障害支援区分1～6に該当又は、要介護認定を受けている方 同一世帯内に、障害支援区分1～6に該当又は、要介護認定を受けた世帯員（申込児童及び申込児童のきょうだい並びに保護者を除く）がいる場合は加点対象となります。申込時に認定証や被保険者証の写しを提出してください。</p>	<input type="checkbox"/>
23	<p>★保育士・幼稚園教諭の免許を有している方 保護者が、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認証保育所若しくは認可外保育施設（内閣府又は都道府県知事に届け出ている施設に限る。）において保育に従事している又は従事することが決まっている場合は加点対象となります（転所を除く）。申込時に免許状の写しを提出してください。</p>	<input type="checkbox"/>
24	<p>★保護者または親族が代表をしている勤務先で就労している方 代表者である保護者または親族の届出した営業許可証、登記事項証明書、開業届等の写しを添付ください。</p>	<input type="checkbox"/>
25	<p>★出生前申込みをされる方（4月入所一次選考のみ） 令和6年4月1日までに出生予定のお子さんであれば、受付期間に未出生であっても4月入所一次選考の申込みができます。お子さんが令和6年2月4日までに生まれた場合は、2月16日までに保育幼稚園課へ『申込み児童に関する調査書』をご提出ください。提出がない場合や、2月5日以降に生まれた場合は、選考結果が無効となりますのでご了承ください（4月1日時点で生後57日に満たないため）。</p>	<input type="checkbox"/>
26	<p>★求職（就労内定あり・開業予定含む）要件で申込みをされる方 利用決定期間は1か月です。入所月の翌月1日までに就労を開始し、就労証明書又は就労状況申告書をご提出ください。提出がない場合には、退所となります。</p>	<input type="checkbox"/>
27	<p>★出産要件で申込みをされる方 利用決定期間は出産予定月をはさんで前後2か月の計5か月です。期間の延長はできません。</p>	<input type="checkbox"/>
28	<p>★転所の申込みをされる方 転所の内定が出た場合、現在入所されている保育所等には別のお子さんが内定するため、理由の如何を問わず現在入所されている保育所等に継続することはできません。転所の意思がなくなった場合には、各月の締切りに間に合うよう、速やかに転所希望取下げの申請を行ってください。また転所後に施設で慣らし保育がありますのでご注意ください。 ※転所とは、入所希望月において認可保育所（市内・市外問わず）の在籍枠が確保されている児童が別の園に転園するための申込みをいいます。</p>	<input type="checkbox"/>
29	<p>★市外の保育所等を希望される方 該当する市区町村の担当課に、締切日や必要書類（住民税に関する書類等）を事前に確認してください。また転出予定での申込みの場合、入所希望月の前月末までに転出先の市区町村にて転入手続きと保育所等の入所申込み手続きを行う必要があります。</p>	<input type="checkbox"/>
30	<p>★市外在住で国分寺市内の保育所等を希望される方 転入予定での申込みの場合、入所希望月の1日までに転入手続きと国分寺市民としての保育所等入所申込みの完了手続きを行う必要があります。完了手続きをしない場合、利用決定又は利用内定が取消しとなります。</p>	<input type="checkbox"/>

上記事項について確認・承諾しました。

令和 年 月 日 保護者署名 _____